

11月は国民年金制度推進月間です

明日のあなたを考えると…年金はあなたが主人公

『いい老後』にちなんで、毎年11月6日から12日までの1週間は年金週間です。この機会に改めて公的年金の大切さを考えてみたいと思います。

公的年金は、国が責任を持って運営し、社会全体で老後の所得を保証する制度です。

終身年金といわれるように、公的年金は老後生活を実質的に支えることを目的としているので、どんなに長生きしても終身にわたり受給できるのです。また、物価スライドにより、一生涯、物価の伸びに応じて年金額が改善されていきます。このような公的年金の安心感は、年金を受給して初めて実感できるのかも知れません。

核家族化や若者の都市集中、生活のサラリーマン化が進みました。また、平均寿命が大幅に伸張し、老後生活が長期化しました。このため、子どもによる私的扶養や限りある個人貯蓄だけに頼って、老後生活を送ることは難しくなっています。

今日では高齢者世帯の収入のうち、約6割が公的年金です。また、公的年金だけが収入の全てという世帯も多く、高齢者世帯の半数にものぼっています。このように、今日の我々の生活において、公的年金が無い生活というのは考えられなくなっており、公的年金の比率は今後もますます高まるでしょう。

公的年金を自分自身の老後の問題

として認識し、将来、無年金者などとならないよう、年金を大切なものとして考えていきましょう。

これから年金を受けられる皆さんへ

老齢基礎年金は、原則として25年の受給資格期間を満たした人が満65歳になった時から受けられる年金です。

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。ただし64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されます。

なお一度減額、増額された支給率は生涯変わりません。繰り上げ請求・繰り下げ請求の際は次のような取り扱いとなりますのでご注意ください。

- 繰り上げ支給の制限
 - ①特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。ただし生年月日が昭和16年4月2日以後の方は一定の額が減額されますが、併給できます。
 - ②遺族厚生年金・遺族共済年金を受給されている方は65歳まで選択になります。
 - ③障害基礎年金・寡婦年金は受けられません。
 - ④厚生年金・共済組合に加入すると支給停止になります。昭和16年4月1日以前に生まれた方が対象です。

⑤請求後は高齢任意加入はできません。

◆繰り下げ支給の制限
繰り下げした老齢基礎年金を受給するまでは、振替加算も支給停止になります。振替加算が多い方は不利になる場合があります。

※すべての年金は受けられる資格が生じて、本人の請求がなければ支給されません。

- 次の場所で手続きをしてください
- ①国民年金のみ加入していた人 役場の国保年金窓口
- ②第3号被保険者期間のある人 社会保険事務所
- ③2つ以上の制度に加入していた人 社会保険事務所

年金相談のご案内

第22回富士見町生活展の中で年金相談を行います。年金について分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

●日 平成16年11月28日

午前10時～午後1時

●場 所 町民センター

●相談員 社会保険事務所係官

■昭和16年4月2日以後に生まれた人の繰り上げ・繰り下げ支給の支給率 (数字は%)

	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰り上げ支給												
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰り下げ支給												
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142

※65歳から受ける年金額を100%とした場合

【国民年金についての相談は】
住民福祉課 国保年金係
62・9111 (有)9111